

「写」

年管管発0812第1号

平成22年8月12日

地方厚生（支）局
年金担当課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

市区町村が確認している行方不明高齢者の把握等について

今般、全国的に高齢者の所在が不明となっている事案が多数報道され、その一部には年金の不正受給の事案も含まれている可能性があることから、適正な年金の給付に向けた取組が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、当面、下記の取組を行うこととしたので、御了知の上、貴管内市区町村に対する情報提供の協力依頼等を行われたい。

記

1 地方公共団体が確認している行方不明高齢者に係る情報提供の依頼

現在、多くの地方公共団体において、主として100歳以上の高齢者について安否の確認が行われており、その結果、一部の高齢者が行方不明になっていることが確認されている。このような高齢者の中には、年金受給権者が含まれている可能性があることから、今般、地方公共団体が行った安否確認の情報を契機として日本年金機構が年金受給権者の現況を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて年金の一時差止め、支給停止等の措置を講じることとした。

このため、各地方厚生（支）局におかれては、別添の例文も参考の上、本年8月13日（金）までに管内市区町村が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）をできるだけ速やかに（可能であれば8月20日（金）までに）、当該市区町村の区域を管轄する日本年金

機構の年金事務所に提供していただくよう、管内市区町村に協力を依頼されたい。

2 受給権者に関する調査についての地方厚生（支）局長の認可

上記1により情報提供された行方不明の高齢者が年金受給権者である場合は、日本年金機構から当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることとする。

その際、行方不明者とされている受給権者から当該書類が提出された場合は、真正な申告でない可能性もあることから、国民年金法（昭和34年法律第141号）第107条第1項、同法第109条の8等の規定に基づき、地方厚生（支）局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地を訪問して本人に面会を求め、生存の事実の調査を行うこととしており、当該調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止することとしている。

受給権者に対する調査等の認可事務の取扱いについては、「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」（平成22年5月20日年発0520第1号厚生労働省年金局長通知）に基づいて行われたい。

また、今般の対応については、年金の支給に対する国民の信頼を確保するため、できる限り速やかに事務処理を進めることとしているので、各地方厚生（支）局におかれても、日本年金機構から認可申請を受けた後は、速やかに手続きを進められたい。

(別添)

市区町村長 殿

〇〇地方厚生局長

地方公共団体が確認している行方不明高齢者に係る情報提供について（依頼）

年金行政の推進に当たりましては、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、全国的に高齢者の所在が不明となっている事案が多数報道され、その一部には年金の不正受給の事案も含まれている可能性があることから、適正な年金の支給に向けた取組が喫緊の課題となっております。

現在、多くの地方公共団体において、主として 100 歳以上の高齢者について、安否の確認が行われているものと伺っておりますが、当面、この安否確認の情報を契機として日本年金機構が年金受給権者の現況を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて年金の一時差止め、支給停止等の措置を講じることとしたいと考えております。

ついては、業務ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本年 8 月 13 日（金）までに貴地方公共団体が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）について、できるだけ速やかに（可能であれば 8 月 20 日（金）までに）、貴地方公共団体の区域を管轄する日本年金機構の年金事務所まで御提供いただきますよう、お願い申し上げます。